

○関市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

平成28年12月28日関市告示第272号

関市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービス

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第38条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第39条—第41条）

第3章 通所型サービス

第1節 基本方針（第42条）

第2節 人員に関する基準（第43条・第44条）

第3節 設備に関する基準（第45条）

第4節 運営に関する基準（第46条—第55条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条—第59条）

第4章 雑則（第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、関市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年関市規則第40号。以下「実施規則」という。）第13条第2項の規定に基

づき、指定介護予防・生活支援サービス事業者の指定に係る介護予防・生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防・生活支援サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防・生活支援サービス 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）をいう。
- (2) 介護予防・生活支援サービス事業者 第1号事業を行う者をいう。
- (3) 指定介護予防・生活支援サービス事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (4) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費（以下「第1号事業支給費」という。）の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 介護予防・生活支援 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業及びこれに相当するサービスをいう。
- (6) 介護予防・生活支援事業者 介護予防・生活支援を行う事業者をいう。
- (7) 指定介護予防・生活支援サービス 指定介護予防・生活支援サービス事業者が行う当該指定に係る介護予防・生活支援サービスをいう。
- (8) 介護予防・生活支援サービス費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定する額（その額が現に指定介護予防・生活支援サービスに要した費用の額を超えるときは、当該指定介護予防・生活支援サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (9) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により指定介護予防・生活支援サービスの利用者に代わり当該指定介護予防・生活支援サービス事業者を支払われる第1号事業支給費に係る指定介護予防・生活支援サービスをいう。
- (10) 常勤換算方法 事業所における従業員の勤務延時間数を当該事業所

において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(1 1) 訪問型サービス 実施規則第3条第2項第1号に規定する訪問型サービスをいう。

(1 2) 通所型サービス 実施規則第3条第2項第2号に規定する通所型サービスをいう。

(指定介護予防・生活支援サービスの一般原則)

第3条 指定介護予防・生活支援サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防・生活支援サービス事業者は、指定介護予防・生活支援サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の生活支援・介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## 第2章 訪問型サービス

### 第1節 基本方針

第4条 指定介護予防・生活支援サービスに該当する訪問型サービス（以下「指定訪問型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定国基準相当訪問型サービス(指定訪問型サービスの事業を行う者(以下「指定訪問型サービス事業者」という。))が行う、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「指定国基準相当訪問型サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。))

第3条第1項に規定する者をいう。第25条を除き、以下この章において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定国基準相当訪問型サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者（岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第77号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定国基準相当訪問型サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における第1号訪問事業及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法により算定することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定国基準相当訪問型サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定国基準相当訪問型サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 4 指定市独自基準訪問型サービス（指定訪問型サービス事業者が行う、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「ガイドライン告示」という。）第2の4（1）に規定する主に雇用されている労働者により提供される、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「指定市独自基準訪問型サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問支援員等（指定市独自基準訪問型サービスの提供に当たる訪問介護員等又は市が行う一定の研修若しくはそれと同等の研修を修了した者をいう。第25条を除き、以下この章において同じ。）の員数は、利用者の数に応じて必要数とする。

- 5 指定訪問型サービス事業者は、指定市独自基準訪問型サービス事業所ごとに、訪問支援員等のうち1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業責任者の員数については、利用者の数に応じて必要数とする。
- 6 第2項から前項までの利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 7 第2項及び第3項のサービス提供責任者は介護福祉士その他指定居宅サービス等基準条例第6条第4項の厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年関市条例第14号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 8 指定国基準相当訪問型サービス事業所については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項まで及び第7項の基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定訪問型サービス事業者は、指定国基準相当訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定国基準相当訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定国基準相当訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項の規定は、指定市独自基準訪問型サービス事業所を運営する指定訪問型サービス事業者について準用する。この場合において、「指定国基準相当訪問型サービス事業所」は「指定市独自基準訪問型サービス事業所」と、「常勤の管理者」は「管理者」と、読み替えるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第7条 指定訪問型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型サービス事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等又は訪問支援員等（以下「訪問サービス従事者」という。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下「選択に資する重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第4項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問型サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織（指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又は

その家族の使用に係る電子計算機を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
イ 指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された選択に資する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該選択に資する重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問型サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、不揮発性半導体メモリその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに選択に資する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより当該記録に係る文書を作成することができるものでなければならない。

4 指定訪問型サービス事業者は、第2項の規定により選択に資する重要事項を利用申込者又はその家族に提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に関して次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問型サービス事業者が行うものの

(2) ファイルの記録の方式

5 前項の承諾を得た指定訪問型サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、選択に資する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問型サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型サービス事業者は、当該指定訪問型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防・生活支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「介護予防・生活支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(利用資格等の確認)

第11条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者（実施規則第5条第1項に規定する介護予防・生活支援サービス事業の対象者をいう。以下同じ。）認定の有無及び事業対象者認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問型サービス事業者は、前項の規定により提示を受けた被保険者証に法第115条の3第2項の規定による認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に際し、要支援認定又は事業対象者認定を受けていない利用申込者については、要支援認定又は事業対象者認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援又は介護予防支援（これらに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請にあつては、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の30日前、事業対象者認定の更新にあつては、遅くとも事業対象者認定有効期間が終了する日までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防・生活支援事業者等が開催するサービス担当者会議（関市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成27年関市条例第14号。以下「指定介護予防支援等条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防・生活支援事業者等との連携)

第14条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防・生活支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防・生活支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防・生活支援サービス費の支給を受けるための援助)

第15条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第83条の9各号及び実施規則第5条第1項各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、予防給付によるサービスの利用がない場合に作成する介護予防・生活支援サービス計画又は予防給付によるサービスの利用と併用して利用する場合に作成する介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下「介護予防・生活支援サービス計画等」という。）の作成を介護予防・生活支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防・生活支援サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防・生活支援事業者等に関する情報を提供することその他の介護予防・生活支援サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第16条 指定訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防・生活支援サービス計画等の変更の援助)

第17条 指定訪問型サービス事業者は、利用者が介護予防・生活支援サービス計画等の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防・生活支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 指定訪問型サービス事業者は、訪問サービス従事者に対し、身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供した際には、当該指定訪問型サービスの提供日及びその内容、当該指定訪問型サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防・生活支援サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、当該記録に係る情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用基準額から当該指定訪問型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪

問型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第21条 指定訪問型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問型サービスに係る利用料の支払を受けたときは、提供した指定訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居の家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 指定訪問型サービス事業者は、訪問サービス従事者に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第23条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態となったと認められるとき若しくは要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 指定訪問型サービス事業者は、訪問サービス従事者が現に指定訪問型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行わせる等の必要な措置を講じ

なければならない。

(管理者並びにサービス提供責任者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 指定訪問型サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型サービス事業所に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 従業者及び業務の管理を一元的に行うこと。
- (2) 従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

2 サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。

以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席その他の介護予防・生活支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等(第5条第1項に規定する訪問介護員等で、サービス提供責任者でないものをいう。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

3 訪問事業責任者(第5条第5項に規定する訪問事業責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) サービス担当者会議への出席その他の介護予防・生活支援事業者等との連携に関すること。
- (3) 訪問支援員等(第5条第4項に規定する訪問支援員等で、訪問事業責任者でないものをいう。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (4) 訪問支援員等の業務の実施状況を把握すること。
  - (5) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (運営規程)

第26条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第27条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第28条 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型サービスを提供できるよう、指定訪問型サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに、当該指定訪問型サービス事業所の訪問サービス従事者によって指定訪問型サービスを提供しなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、訪問サービス従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第29条 指定訪問型サービス事業者は、訪問サービス従事者の清潔の保持及び

健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示等)

第30条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所の見やすい場所に、選択に資する重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、選択に資する重要事項について、指定訪問型サービス事業所のホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持等)

第31条 指定訪問型サービス事業者は、当該指定訪問型サービス事業所の従業者又は従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第32条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与の禁止)

第33条 指定訪問型サービス事業者は、介護予防・生活支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第34条 指定訪問型サービス事業者は、提供した指定訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問型サービス事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定訪問型サービス事業者は、提供した指定訪問型サービスに関し、法第2

3条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型サービス事業者は、市からの求めがあったときは、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定訪問型サービス事業者は、提供した指定訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が関市からの依頼に基づき行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問型サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第35条 指定訪問型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防・生活支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、第1項の事故により利用者その他の者に賠償すべき損害を与えたときは、当該損害を受けた者に対し、当該損害に対する賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第37条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型サービスの事業の会計とそれ以外の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第38条 指定訪問型サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、そのサービスの提供の完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第40条第4号に規定する訪問型サービス計画
- (2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第23条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問型サービスの基本取扱方針)

第39条 指定訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問型サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者

が主体的に当該サービスの事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定訪問型サービスの具体的取扱方針)

第40条 訪問サービス従事者の行う指定訪問型サービスの具体的な取扱方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況についての的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、指定国基準相当訪問型サービスの提供に当たり、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 訪問事業責任者は、指定市独自基準訪問型サービスの提供に当たり、第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、その必要に応じ、指定訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (4) 第2号及び前号に規定する訪問型サービス計画（以下「訪問型サービス計画」という。）は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画等の内容に沿って作成しなければならない。
- (5) サービス提供責任者及び訪問事業責任者（以下「サービス提供責任者等」という。）は、訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) サービス提供責任者等は、訪問型サービス計画を作成した際には、当該訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (7) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、訪問型サービス計画に基づ

き、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(8) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、当該サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(9) 指定訪問型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって当該サービスの提供を行うものとする。

(10) サービス提供責任者等は、訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防・生活支援事業者等に報告するとともに、当該訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(11) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防・生活支援事業者等に報告しなければならない。

(12) サービス提供責任者等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービス計画の変更を行うものとする。

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第41条 指定訪問型サービス事業者は、指定訪問型サービスの提供に当たり、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 介護予防・生活支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定訪問型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことがで

きるよう配慮するとともに、利用者の家族若しくは地域の住民による自主的な取組等による支援又は他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮すること。

### 第3章 通所型サービス

#### 第1節 基本方針

第42条 指定介護予防・生活支援サービスに該当する通所型サービス（以下「指定通所型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第43条 指定国基準相当通所型サービス（指定通所型サービスの事業を行う者（以下「指定通所型サービス事業者」という。）が行う、施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「指定国基準相当通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「指定国基準相当通所型サービス従業者」という。）の員数は、次の各号に定める者に応じ、当該各号に定める数とする。

- （1） 生活相談員 指定国基準相当通所型サービスの提供日ごとに、当該指定国基準相当通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定国基準相当通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- （2） 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定国基準相当通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定国基準相当通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- （3） 介護職員 指定国基準相当通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準相当通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定国基準相当通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数

の合計数を当該指定国基準相当通所型サービスを提供している時間数（第3項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定国基準相当通所型サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第92条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定国基準相当通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第91条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定国基準相当通所型サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

（4） 機能訓練指導員 1以上

2 指定市独自基準通所型サービス（指定通所型サービス事業者が行う、ガイドライン告示第2の4（2）に規定する緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「指定市独自基準通所型サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「指定市独自基準通所型サービス従業者」という。）の員数は、介護職員につき、指定市独自基準訪問型サービスの単位ごとに、当該指定市独自基準通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定市独自基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定市独自基準通所型サービスを提供している時間数で除して得た数が、1以上確保されるために必要と認められる数とする。

3 指定国基準相当通所型サービス事業所の利用定員（当該指定国基準相当通所型サービス事業所において同時に指定国基準相当通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。）が10人以下である場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準相当通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間

数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 4 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの単位ごとに、介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、看護職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所型サービスに従事させなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 6 前各項の指定通所型サービスの単位は、指定通所型サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第1項第4号及び第2項第2号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所型サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第1項に規定する生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第92条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第44条 指定通所型サービス事業者は、指定国基準相当通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定国基準相当通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定国基準相当通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項の規定は、指定市独自基準通所型サービス事業所を運営する指定通所型サービス事業者について準用する。この場合において、「指定国基準相当通所型サービス事業所」は「指定市独自基準通所型サービス事業所」と、「常勤の

管理者」は「管理者」と、読み替えるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

第45条 指定国基準相当通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定国基準相当通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した床面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、その実施に支障がない広さを確保できるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 指定市独自基準通所型サービス事業所は、サービスの提供に必要な場所（以下「サービス提供場所」という。）を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定市独自基準通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。この場合において、サービス提供場所の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としなければならない。

4 第1項及び第2項に掲げる設備及び第3項に掲げる場所（以下「設備等」という。）は、専ら当該指定通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の場合（指定通所型サービス事業者が設備等を利用し、夜間及び深夜に指定通所型サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

6 指定通所型サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型サービスの事業と指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第93条

第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第2項及び第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

第46条 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用基準額から当該指定通所型サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型サービスに係る介護予防・生活支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

5 指定通所型サービス事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第47条 指定通所型サービス事業所の管理者は、当該指定通所型サービス事業

所の従業者の管理及び指定通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定通所型サービス事業所の管理者は、当該指定通所型サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第48条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型サービスの利用定員
- (5) 指定通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第49条 指定通所型サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型サービスを提供できるよう、指定通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービス事業所ごとに、当該指定通所型サービス事業所の従業者によって指定通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 指定通所型サービス事業者は、通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第50条 指定通所型サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型サービス

の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第51条 指定通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第52条 指定通所型サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、当該指定通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第53条 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防・生活支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、第1項の事故により利用者その他の者に賠償すべき損害を与えたときは、当該損害を受けた者に対し、当該損害に対する賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、第45条第4項に規定する指定通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第54条 指定通所型サービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、利用者に対する指定通所型サービスの提供に関する次に掲げる記録等を整備し、そのサービスの提供の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第57条第2号に規定する通所型サービス計画

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第23条の規定による関市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第53条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第55条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第23条、第24条、第30条から第35条まで及び第37条の規定は、指定通所型サービスの事業について準用する。この場合において、第8条中「第26条」とあるのは「第48条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と、第24条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型サービス従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定通所型サービスの基本取扱方針)

第56条 指定通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、自らの提供する指定通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定通所型サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に当該サービスの事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定通所型サービスの具体的取扱方針)

第57条 指定通所型サービスの具体的な取扱方針は、第42条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型サービス事業所の管理者は、指定国基準相当通所型サービスの提供に当たり、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービス計画を作成するものとする。ただし、指定市独自基準通所型サービス事業所の管理者については、必要に応じて通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 前号の通所型サービス計画（以下「通所型サービス計画」という。）は、既に介護予防・生活支援サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画を作成した際には、当該通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型サービスの提供に当たっては、通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 指定通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型サービス事業所の管理者は、通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防・生活支援事業者等に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防・生活支援サービス計画等を作成した介護予防・生活支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 指定通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービス計画の変更について準用する。

(指定通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第58条 指定通所型サービス事業者は、指定通所型サービスの提供に当たり、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 介護予防・生活支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているサービスその他の適切なサービスを提供すること。

(3) 利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第59条 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変する等の不測の事態が生ずる場合に備えて、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスを提供するよう努めなければならない。

4 指定通所型サービス事業者は、サービスの提供を行う場合において、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じたときその他必要なときは、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 雑則

(市外の事業所に係る指定の基準)

第60条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が市外にある場合において、当該事業所が所在する市区町村の指定国基準相当訪問型サービス又は指定国基準相当通所型サービスに相当するサービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この告示に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。